

令和 7 年 9 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0829 第 2 号」により、下記項目の新設および一部変更が通知され、令和 7 年 9 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
リン酸化タウ蛋白 /アミロイドβ42 比（髄液）	1,282 点	尿便 34 点	「D004」 穿刺液・採取液 検査「15」	(15) リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42 比（髄液）は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42 及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、本区分「15」のアミロイドβ42/40 比（髄液）の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
IDH1 遺伝子検査	2,500 点	遺染 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査「1」の イ 処理が容易 なもの（1）	(17) IDH1 遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、IDH1 遺伝子変異の評価を行った場合に、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なもの（1）医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。

裏面に続く

コンシズマブ 血中濃度測定	12,850 点	免疫 144 点	「D012」 感染症免疫学的 検査「66」	(61) コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ 投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマ ブ用量調整の判断のための補助を目的として、E L I S A法により実施する場合に、区分番号「D O 1 2」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ 随伴ウイルス9型（A A V 9）抗体の所定点数を 準用して、原則として患者1人につき1回に限り 算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査 を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬 明細書の摘要欄に記載すること。
------------------	-------------	----------------	-----------------------------	---

■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
アミロイドβ 42/40 比 （髄液）	1,282 点	尿便 34 点	「D004」 穿刺液・採取液 検査「15」	イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白（髄液）、本 区分「15」のアミロイドβ42/40 比（髄液） 又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸 化タウ蛋白/アミロイドβ42 比（髄液）のうち いずれかを併せて行った場合は主たるもののみ 算定する。
尿路上皮癌にお けるF G F R 3 遺伝子検査	2,500 点	遺染 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査「1」の イ 処理が容易な もの（1）	カ 尿路上皮癌におけるF G F R 3遺伝子検査
HER2 タンパク	690 点	病理 130 点	「N002」 免疫染色 （免疫抗体法） 病理組織 標本作製 「3」	（1）免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、 病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行 った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法） 又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回 のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパ クは、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場 合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗 体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための 補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得 ている体外診断用医薬品を用いて、以下に掲げる 目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別 に1回に限り算定できる（乳癌に係る初回の本標 本作成を令和6年3月31日以降に実施した場 合にあっては、令和8年5月31日までの間に限 る。）。なお、「3」のHER2タンパクの2回 目以降の算定に当たっては、その医学的必要性に ついて診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に 対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性 腫瘍剤の投与の適応を判断する目的 ロ ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患 者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認 により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断す る目的 ハ 過去にHER2低発現を確認する目的で本標本 作製を実施しHER2陰性が確認されている、化 学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能 又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の 確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判 断する目的

以上